

〔研究ノート〕

「銀錢流水帳」にみる宗族の変化と存続

——中国山西省の一農村を事例として——

陳 鳳

キーワード：動態的な視点 祖先祭祀 変化と存続

1 研究目的

中国農村社会の基礎構造をなすものは、家族および宗族という血縁集団と村落という地縁集団的結合であるといわれている。先行研究の中に、多くの研究者が宗族と村落について研究し、素晴らしい業績を残している。新中国以降、とくに文化大革命中に社会調査が不可能となったために、中国の農村研究は一時中断していた。1978年の改革・開放以降、中国農村社会では大きな変化が起こった。特に人民公社が解体され、生産請負責任制への移行後の1980年から、長年にわたり中止されていた宗族の祖先祭祀が再開された。また文化大革命中に焼却された族譜の編纂など宗族の慣行への回帰現象が目立つようになってきて、国内、外の研究者の注目をあびている。

中国における宗族の地域的分布の特徴は、南方地方に大きな宗族村落が多く、北方地方には宗族村落は見られないではないが、雑姓村落が多い。そのため、南方地方における宗族結合が強固であり、北方地方における結合は脆弱であるというのが多くの研究者の見解である。これは族譜（家譜）、祠堂（宗祠）、族産（族田）を宗族の三つの物的証拠として看取り、この物的証拠の有無を中心に宗族結合が顕著であるかどうかを判断し、特に経済的基盤である族産（族田）などの共有財産の有無、規模の大きさを重視するゆえの見解である。しかし、共有財産所有などによって裏打ちされた機能性の高い宗族集団は、宗族の中の一形態にすぎず、中国の中でも異なる地域、あるいは異なる時代においては、異なった形態の宗族が見出され、さらに複雑で歴史の長い中国社会においては、地域、時代ごとに社会的、政治的、経済的な背景がさまざまに変異し、それに対応して宗族もまた多様な形態で存在してき

た(瀬川 1991:23)といわれるように、宗族ごとにある種の共通性をもちつつ、種々の個別差もあり、全体として極めて複雑な姿を呈している(陳 2002:97)。

中国北方地方において山西省は山東省と並んで、宗族が多く聚族している地域であり(清水 1942:246)、華北地方の山東省と河北省に元々の祖先が山西省から移ってきた宗族も少なくないのは周知の通りである。しかし、山西省の宗族研究は皆無に等しい。山西省農村宗族の実態を明らかにし、この地域の宗族の様態を解明すること、さらに従来から研究されてきた地域との相違を比較することは、各地域の宗族の多様性を示すと同時に、宗族の内部関係及び中国農村社会の社会関係を理解する上にも重要な意義をもつと思われる。このような目的のもとに、筆者は山西省農村で宗族の実態について調査を行い、民間に散在している資料を収集した。本稿は山西省農村の李氏宗族の「銀錢流水帳」を主な研究対象とする。この「銀錢流水帳」は李氏宗族が清朝光緒24年(1898年)から1964年までの宗族の収支を記録した帳簿である。北方地方の宗族研究資料は少なく、従来の研究も実地調査に基づいた静態的な研究が多い。文化大革命時に宗族が所有していた元々少ない族譜や文書のほとんどが焼却されたり、廃棄された。この「銀錢流水帳」は客観的・歴史的な視野から宗族を研究する数少ない貴重な資料であると筆者は考えている。祖先祭祀は宗族集団の本質とするところにあり(福武 1976:354)、本稿は、従来の研究によって重視されてきた宗族の静態的な側面ではなく、「銀錢流水帳」に加えて、聞き取り調査、地方誌などの資料を活用して、おもにこの宗族の祖先祭祀活動に関わる諸事項の実態を追跡しながら、時代ごとに社会的、政治的、経済的な背景が宗族にどのような影響を与え、どのような変化をもたらし、人々がこれらの変化にどのように対応したのかという動態的な側面を明らかにする試みである。

2 調査対象

本稿で取り上げるケース・スタディは、山西省交城県城から10キロほど離れる段村李氏宗族の事例である。段村は東経112°16′、北緯37°33′に位置し、海拔は752mから753mまでであり、総面積は1万1394.6ム(約760ヘクタール)である。村の土地は平坦かつ肥沃であり、おもな農作物は小麦、

トウモロコシ、高粱、粟と綿花である。また、清徐県と文水県に隣接している、二本の道路が村から通っており、交通の便もきわめて良好である（山西省史誌研究院編 1994：5）。

現在の段村は西漢文帝元年（179年）には印駒城とよばれ、交城県の牧苑に入る馬蹄に印を打つところであった。その後、黄河の支流である汾河が氾濫し、印駒城が東城と西城に分断され、段城とよばれるようになり、段村という名称は段城に由来する（山西省史誌研究院編 1994：1-2）。時代の移り変わりによって段村を管轄する行政区も何回か変わったが、現在の段村は交城県夏家營鎮が管轄する1つの行政村である。筆者が調査を実施した2001年の村の人口は4571人、戸数は952戸で、1戸の平均人員は4.8人であった。

1980年代に入ってから、段村の村民たちは長年にわたり中止されてきた宗族の祖先祭祀をする活動をいち早く復活させた。祠堂の修繕や建て直しまではいたらなかったが、族人が金を出し合い、残り少ない手がかりを活用して、さらに年長者の記憶を頼りに「神子」を完成させ、毎年旧正月1日に宗族共同で祖先祭祀をする活動が行われる。「神子」というのは位牌を立てる替わりに一族の始祖とされる祖先をはじめ、その男性子孫とかれらの配偶者全員の名前を布に書きつらねた図表のことであり、「神譜」とよばれることもある。族譜というのは生きている族人を記載するのに対し、「神子」や「神譜」というのは死亡した族員を記載し、祭祀用のものである。

段村に二つの李氏宗族がいる。一つは鉄門街に住む李氏宗族であり、通常「鉄門李」とよばれ、もう一つは李家街に住む李氏宗族であり、「二甲李」とよばれ、二つの李氏は系譜上は関係のない宗族である。「銀錢流水帳」をもつのは「鉄門李」であり、本稿はかれらの事例を取り上げる。「鉄門李」は新中国前まで、戦乱や出稼ぎのため、村から離れ他の地方へ移住した族人もいたが、多くの子孫は段村に住み着いたままである。現在、村には60戸の族人が住んでおり、15世代目の子孫がいて、最年輩の最年長者が家長（族長）である。李氏宗族も他の宗族と同様に1980年以降に「神子」を作り、祖先祭祀の活動を再開した。李氏宗族は「神子」のほかに本稿の主な研究対象とする「銀錢流水帳」や「人工雜記帳」と「輪留社首帳」等六冊の宗族活動に関する記録簿を保存している。

3 祖先祭祀

「宗族とは各各別に家を構成している人々がさらに父方の姓を同じくする親類であるという意味において結合する親類の集まりなのである」(牧野 1980:122)。「宗族結合の中心原理が、祖先崇拜に求められていた」(清水 1947:321)といわれたように祖先崇拜の気持ちから祖先祭祀が中国で広く行われている。祖先を祭祀する場所は祠堂とよばれ、「祠堂を特別に建造することは中国の宗族の理想であり、実際にも広く行われている」(牧野 1980:18)。しかし、立派な祠堂を建造し、祖先祭祀をするのは華南地方の大規模な宗族であり、「広東省中小宗族のS村李姓の祠堂は一般の民家と大差がなく、小規模なものであり、祖先祭祀の場所は祠堂だけではなく、墓でも行われることがある」(瀬川 1991:180)。華北には「祠堂は、聚居する農村同族によって家譜以上に同族意識を喚起するものであるが、その例は一層乏しく、祠堂を有する様な農村同族は、當て秀才等を出した同族、族産をもつ富強な有力同族に限られる」(福武直 1976:345)。また、「貧しい華北地区では、家譜、家廟、共有地を一組として持つ親族集団は少なかったようだ。祖先祭祀は共有地と一族の廟をもつ楊姓を除けば、共同する姿は見られない」(路遥・佐々木 1994:47-8)と、先行研究がなされてきたように、祖先祭祀の多様性がみられる。とりわけ、華北農村においては貧しいため祠堂がないのが一般的であり、共同で祖先祭祀をするのも稀であることは共通の認識であった。

筆者が調査した段村に現在は一つの祠堂が残っていて、それは閩という宗族のものである。本稿の研究対象とする李氏宗族に祠堂があったかどうか、再調査中である。というのは筆者が聞き取り調査の際に、李氏のインフォーマントから李氏宗族は解放前に祠堂がないため、祖先祭祀は族人の家で行われたと聞いたが、「民国9年(1920年)に段村で国民女子学校を開校し、学校は李氏宗祠を使用した」(山西省史志研究院 1994:166)との記述があった。前記にも触れたが、段村に二つの李氏宗族があり、そのため、この祠堂はどの李氏のものか、さらに調査が必要であると考えている。しかし、調査中にインフォーマントがいわれたように、李氏宗族は解放前から現在まで(文化大革命中を除き)祠堂がなくても毎年欠かさず宗族共同で祖先祭祀を行って

きた。祠堂が無いことは祭祀を行わない理由にならなかった。では、いかなる理由で彼らは祖先祭祀活動を継続させてきたのであろうか。まず、現在における祖先祭祀の実態をみることにする。

(1) 復活後における祖先祭祀

80年代に入ってから、李氏宗族では族人の呼びかけにより祖先祭祀活動が復活された。「神子」は祖先祭祀に欠かせないものであり、「神子」を復元できたのはある宗族人が文化大革命にも関わらず、宗族人名簿が書かれた小さなノートをこっそりと保管してきたおかげだそうである。ここには祖先への思い、さらに我々は同じ祖先の子孫であるという証拠を守ろうという執念が込められていると思われる。

祖先祭祀は毎年の旧正月1日の午前中に行われる。かれらは、人は死んでもからも霊があると考え、亡くなった祖先が正月に村へ戻ってくると信じている。そのため年末に村の外で祖先を迎える「迎神」の儀式をし、村まで迎え、祭場に「神子」を掛ける。正月1日の午前中に一族の男性が「神子」が掛けられた祭場に集まって、共同で祖先祭祀をする。その時、線香が焚かれ、供え物がならべられ、爆竹をならし、祖先を拜む。祭典が終了した後会食をし、一族の団欒の時を過ごす。そして、夕刻に「神子」を下ろし、村の外で祖先を送る「送神」の儀式をして、祖先祭祀の行事が終了する。鄭重に祭ることによって、祖先を永く安らかに眠らせ、祖霊が村から無事に帰り去ることを祈る。かれらはまた、祖先や親に対する一番の不孝は男の子がないこととし、男の子孫がないことは後継ぎがないとともに、祖先祭祀もできなくなり、これこそ祖先に対する最大の不孝である。つまり、祖先を祭祀することは男としての祖先孝行の行為である、との儒教思想が根底にあると思われる（陳2002：97-8）。そのため、祖先祭祀行事は李氏宗族にとってもっとも重要な活動である。

中国の族譜に現れる始祖は、(1)世系をでき得る限り遡ってその終点に当たる人を始祖とする場合、(2)始めて現在の姓氏を名乗った者、或いは名乗るに至った原由をなした者を始祖とする場合、(3)祖先中の偉人を始祖一世としてそれから世数を数える場合、(4)最も普通の場合としては初めて現住地に移住した人、或いはそれ以前において顕著な移住をした人を始祖とする場合、(5)また単に支派の最初の祖先を始祖とする場合がある（牧野

1980：148-149)。李氏宗族は段村に移住してきた李執中を始祖としている。このような始祖は、一般的に始遷祖ともよばれる。かれらは始遷祖を「太祖」とよび、その門下のすべての男性子孫とかれらの配偶者を一枚の「神子」に書きならべて、一族は毎年共同で「列祖列宗」を祭祀するのである。昔から使用されてきた古い「神子」は文化大革命の時に没収され、後に紛失した。80年代以降に専門の職人に依頼して一度新しく作ったが、破損したため、現在存在しているのは90年代後半に作ったものである。「神子」を作る費用と毎年の祭祀費用は男性族人から集めるが、このような金を出し合うことは「出份子」といわれている。この時、すべての男性は族内に決められた金額を輩行と年齢に関係なく、同額の金を納める義務がある。この金を「人丁銭」という。旧年中に結婚した男性、あるいは新生男児が生まれた家は喜びと祖先に報告する意味合いで金を納める習慣があり、この金を「喜銭」という。ただ、「喜銭」は「人丁銭」と違って納める金額の決まりがなく、族人は自分の意志で金を納めることができる。「人丁銭」と「喜銭」は李氏宗族が現在祖先祭祀行事を行う資金源である。

現在、李氏宗族が共有する「神子」は族人の家で保管されている。保管するのは特定の族人ではなく、戸主である男性族人の家で一年ごとに輪番で保管するそうである。この場合戸主とは家庭をもち、かつ経済も戸籍も親から独立されている男性をさす。輪番の順序は輩行の高い人から低い人に廻し、同輩行の人は年長者から年少者に廻す。また、李氏宗族は祠堂がないため、祭典は「神子」を保管している族人の家で行うのが一般的である。保管する人はその年の行事の世話人となり、祭祀の準備から後片付けまで責任をもってやり、収支を記録し、残金と「神子」および「銀銭流水帳」等一式を次年度の族人に移行してから、はじめて世話人としての役割を果たすと見なされる。この世話人のことは社首、あるいは社頭とよばれる（この節に関する詳細は拙稿、「祖先祭祀の実態にみる宗族の内部構造——中国山西農村の宗族の事例研究」を参照）。

（2）「銀銭流水帳」にみる祖先祭祀

李氏宗族の「銀銭流水帳」は三冊が残っている。一冊目は光緒24年（1898年）から光緒35年（1909年）までのものであり、二冊目は宣統元年（1909年）から新中国が成立後翌々年1951年までのものであり、三冊目は

1952年から1964年までのものである。二冊目の中の1911年と1912年の記録および三冊目の1959年から1963年までの5年間の記録は欠けている。

1898年から1964年（記録のない年度をのぞき）までに、毎年帳簿に必ず祭祀に関する支出がある。祭祀は「年節祭祀」、「清明祭祀」および「正月15祭祀」の三種類があり、「正月15祭祀」は祖先祭祀ではないので、別稿で論じたい。李氏宗族は始遷祖の李執中を始祖とし、かれをはじめその子孫を一枚の「神子」に書きつらねている。一枚の「神子」しかないことは李氏宗族が分節したことがないことを意味するとともに、祖先祭祀は宗族全体が行うことを意味する。

「年節祭祀」は旧正月1日に行う祖先祭祀であり、「大年祭祀」や「過年祭祀」と記録された場合もあれば、「大年劇祭祀」・「大年羊児」と記録されたこともある。「大年劇祭祀」は祭祀行事を盛り上げるために劇団を招くそうであり、「大年羊児」は盛大に祭祀行事をする場合にまる1頭の羊を買うそうである。このような記録から正月に行った祖先祭祀行事の形や規模に多少の違いがあるが、1898年から1964年までの70年近く毎年欠かさず行ったことは明白である。

祖先祭祀が復活した現在、族人が金を出し合って「神子」を作り、祭祀することは前節に述べたとおりであるが、1905年に「画神子」という支出項目があり、支出した金額は8000文である。現地では「神子」を作ったことを現在でも「画神子」といい、この記録から1905年に李氏宗族が「神子」を作ったと考えられる。それ以降、「神子」に関する支出がないため、文化大革命の時に紛失したのは1905年につくった「神子」であると思われる。「画神子」には、かかった金額しか記録されなかったため、現在のように族人から金を集めたかどうかは不明であるが、「神子」は祖先祭祀に欠かせないものであると思われる。

現在、李氏は宗族の行事として「清明祭祀」をする慣習はないが、帳簿には1940年まで毎年清明祭祀の支出があった。この記録から1940年以前は清明祭祀も年節祭祀と同様に宗族の行事であったと思われる。「清明上墳」と記録されたことから清明祭祀は宗族の墓参り行事であるとわかる。しかし、支出金額を清明祭祀と年節祭祀とで比較すると、ほとんどの年は清明祭祀にかかった費用は年節祭祀より少ない。つまり、李氏宗族は年節祭祀をより重要視し、あまり重要視されてこなかった清明祭祀は1940年以降に

行わなくなったと思われる。

祭祀行事をするには費用が必要である。その費用の来源として多くの研究者が注目したのは族産、おもに族田である。族田はおもに義田と祭田があり、義田とは宗族の贍養或は救卹のために設けられた田産であり、祭田は祖先祭祀の用に供するための田産であって、祭祀そのものの費用はもとより、祠堂の祭掃および修葺、祭の後で行われる族宴或は演劇などの費用も同じく祭田の租の収入に求められる（清水 1983：5-11）。華北農村の宗族は族田が少ないため、不足は族人から徴収することもある（福武 1976：354）のが一般的である。三冊の帳簿を考察したところ、李氏宗族の祭祀費用の求め方は時期によって異なっていたことがわかった。

まず、1898年、1900年、1901年、1902年に「租地」という項目の収入があり、金額は4年とも2520文であった。同じ年に「良（糧の誤字だと思われる）塩税」、「皇差」等項目の支出があった。李懷印氏の研究によると、清朝の末に差徭等があり、支払う金額は政府の必要に応じ、またその年の収穫によって決め、所有する土地によって攤派される（李懷印 2001：81）。一般的にいうと、土地は各家族が所有するものであり、各種差徭も家族単位に納付するものである。共有する帳簿に「租地」の収入と「糧塩税」、「皇差」等の支出が記録されたことからこの土地は李氏宗族の共有地であると思われる。「明清時代に至り、始祖或は始遷祖以下の祖先を宗祠に於て祭る風が盛んとなるに及んで、祭は宗族全体のものとなり、祭田は宗祠そのものに附設されて共同の用に供せられ、祭田の所有者も宗族の全体となった」（清水 1983：85）といわれたようにこの共有地は李氏宗族の祭田である可能性はきわめて高い。よって、当時の租入は共有する祭田からの収入であり、李氏宗族の祖先祭祀に必要な費用も一般的にいわれている租入に求められたと思われる。しかし、「糧塩税」、「皇差」等を支出した後、残りの金額は祭祀にかかった費用と比較してみると、不足している。とくに1903年以降に「租地」という項目の収入がなくなり、また、その他の共有財産と思われる収入も記載されていなかった。

「不足のとき、或ひはかかる族産のない場合には、各戸或ひは丁口に応じて醸出されるのである」（福武 1976：354）が、1898年から1910年までの間、各戸や人丁から金を集めた記録はなかった。その代り、収入に多く記録されたのは返済された「利銭」と「本銭」であり、そのうち「利銭」の返済

め方は異なり、多様な方法で対応したと思われる。いずれの方法をとろうが、祭祀が欠かさず行われることはとても重要なようである。このような記録は1909年まで続いた。

次に、李氏宗族の現在における祖先祭祀の中に述べたように、「人丁銭」と「喜銭」は李氏宗族の祖先祭祀行事の資金源である。

1915年から帳簿は以前の内容と変わり、毎年の収入にかかわらず「人丁銭」と「喜銭」という収入項目があるようになった。帳簿の記録から当時の「人丁銭」が現在のように男性族人が輩行と年齢に関係なく、同額の金を納める族内の決まりがあったかどうかについては明確に記録されていないが、1943年以降に人丁数が記録されており、また、1951年、1958年と1964年の三年間の帳簿に一人当たりが納める金額が明確に記録されたことから、輩行と年齢に関係なく、同額の金を納める慣習はすくなくとも現在に決めたルールではないと思われる。「喜銭」についてみると、1944年の収入の項目に「10家生子、取媳」という記録があった。「生子」というのは男の子が生まれた意味であり、「取媳」というのは嫁をもらった意味であり、この記録から「喜銭」の意味も現在と帳簿が記載している年代とで変わらないとわかる。

毎年、結婚した男性と新生男児の人数が一定ではないので、「喜銭」を納める人数も異なるのはわかるが、人丁の数も毎年一定ではない、しかも、1943年は124人と多く、1949年はわずか78人であった。なぜ、数年間の間で、数十人もの人数差があるのであろうか。『段村鎮志』によると、1946年から1948年まで当時の閻錫山政府は「兵農合一」の政策を遂行し、さらに疫病の流行もあったため、1949年に段村鎮の男性人口はわずか2993人であった。新中国後、人口は増え続け、1990年に段村鎮の男性は6686人まで増え、1949年の2.2倍強である（山西省史誌研究院編 1994：25-7）と、同書は人口の変化に触れている。李氏宗族は現在200人あまりの男性がいるが、段村鎮の人口の増加率を李氏宗族に当てはめると、解放前に李氏宗族の男性の人数はおよそ100人前後であると思われる。では、帳簿に記録された1949年の人丁数が実際の人丁数よりすくなかったのはなぜであらうか。聞き取り調査によると、李氏宗族は宗族のすべての男性から祭祀に必要な金を集めること、祖先祭祀に参加できるのが男性のみであることは現在も解放前も同じである。実情は正月前に村にいる族人、近辺に住む族人から金を集めるそうである。もし当日参加できないと事前にわかれば、前もって自主的に納めにく

る。この状況を分析すると、帳簿に記載されたのは祭祀の費用を徴収できた族人の人数であり、実際の宗族男性の人数とは異なる。当時の中国は内戦が起り、多くの男性は徴兵され、また、戦乱を避けるため、村から離れた人および疫病のため死亡した人も多い。このような原因で1949年に祖先祭祀に参加できた族人、つまり、金を徴収できた人丁数が少なかったと思われる。したがって、李氏宗族の毎年の祖先祭祀は連絡が途絶えた族人をのぞき、宗族の男性全員によって行われてきたと考えられる。

聞取り調査の時に李氏宗族のインフォーマントたちは「人丁銭・喜銭」を納める慣習はむかしからだといい、はっきりいつ頃からはわからなかった。「銀銭流水帳」からこの慣習は1915年以降に形成され、定着されたと思われる。つまり、李氏宗族は1915年以降には族人が納めた「人丁銭」と「喜銭」によって祭祀行事が継続してきたと思われる。

1915年から1948年までの帳簿に人丁銭、喜銭以外に1920年から1935年までに「天和厚」という店に「房」を貸し出し、家賃をもらったとある。「天和厚」は木材を経営する商号であると『段村鎮誌』の中に記述があった(山西省史誌研究院編 1994:145)。1936年、1937年に鉄匠から家賃をもらい、1939年から1944年までに「広発堂」から家賃をもらい、1946年から1948年まで李××という人から家賃をもらったとの記録があった。家賃以外に「賃風匣」、「賃響器」という項目の収入もあった。風匣は一度に多くの人の食事を作る時に使用する風を吹き込み、火力を倍増するものであり、響器は祭祀、冠婚葬祭する時に山西省農村でよく使われる打楽器である。これらの記録から李氏宗族は家屋、風匣と響器等の共有財産をもっていたと思われる。共有財産を他人に貸し出すと、かならず金をもらおうという李氏宗族の共有財産の意識が強いと思われる。

最後に1949年から1964年までの帳簿をみていきたい。段村は1948年7月5日に解放され、1949年初に土地改革が完了した。一般に、解放後、土地改革運動により、宗族結合の基盤である共有財産が没収されてから、宗族活動もできなくなったと説明されている。李氏宗族も1949年からそれまでにあった家屋、風匣と響器などによる収入がなくなった。つまり、土地改革により、李氏宗族の家屋などの共有財産がなくなったと思われる。しかし、祖先祭祀にはあまり影響されず、「人丁銭」と「喜銭」によって祖先祭祀が行われた。1950年と1951年は金ではなく、食糧の粟を出し合って、「人丁

米」と「喜米」によって祭祀が行われた年もあった。解放後、「人丁銭」と「喜銭」以外に唯一記録された収入は1956年の「売銅錫洋」と1958年の「売生鉄」の収入である。これは供器（錫製）、打楽器（銅製）と鍋（鉄製）を売った収入だそうである。供器と打楽器は祭祀の時に使われるものであり、鍋は祭宴の時に使われるものである。この記録から土地改革の時になくなった財産は李氏宗族の一部の財産であり、この時点から、土地改革後にしばらく所有した供器と打楽器はすべてなくなったと思われる。では、なぜこの時期に共有財産を売ったのか。当時「全国上下大煉鋼鉄運動」が行われ、民間にある鉄や銅が収集されたことは多く人の記憶に残っているであろう。だから李氏宗族が所有した祭祀用の金属の器具も売ることになったと思われる。しかし、共有した財産がなくなってからも李氏宗族は祖先祭祀を中断せず、祭祀費用を「人丁銭」と「喜銭」から求め、文化大革命がはじまる1964年まで祖先祭祀活動を続けた。

4 銭舗・「銭会」と宗族

前記3の(2)の中でみられたように、李氏宗族は時には銭舗から借金をし、時には人々が返済した金を祭祀費用に充てたとと思われる。ここでは、さらに銭舗・「銭会」と宗族の関係についてみていきたい。

1898年から1910年までの収入項目の「租地」による入金は最初の四年間だけであり、それ以外は「本銭」・「利銭」と銭舗からの入金がほとんどである。銭舗からの入金については、前記に触れたように、銭舗から入金する際にだれ用と書いてあり、銭舗へ出金する際にも同じくだれが返済したと記録したことが多い。これはおそらく個人が銭舗から金を借りる際に、その金を一旦李氏宗族に入金し、それから個人に渡し、返済する時も一旦李氏宗族に支払い、それから李氏宗族を経由して銭舗へ返済する仕組みであると考えられる。李氏宗族に入金した返済用の利銭は銭舗へ出金した利銭の金額と同額であることから、李氏宗族は仲介役をするだけで、差額を徴収し、利益を取ったとは考えられない。なぜこの仕組みを取ったのか、銭舗が個人に金を貸す時に保証人が必要であり、李氏宗族はその保証人となったのではないかと筆者は考えている。

「宗族は多くの家族の集合から成り、その内部に統一を保ちながらも、な

ほ家族相互の間には本来的な経済生活の共同といふものがない。……しかし、宗族に於いても、例えば祖先の共同祭祀、貧困者の共同救卹、その他族の各種共同目的達成のために族自体の共有に属する財を必要とすることがある」（清水 1983：2）。祭田とは祖先の共同祭祀のために設けられ、義田とは貧困者の共同救卹のために北宋の范文正によって創始された。しかし、義田は創始された宋の時代においても以降の明清時代においても著姓名族が多かった華中、華南に盛んであることは周知のとおりである。

一方、麻国慶氏の研究によると、中国伝統農村社会では農民が貧しく、賃賃がないと、生活はとても成り立たない。そのため、協同的な相互扶助の金融組織が誕生した。華北農村では「合会」あるいは「銭会」という。その時の農村ではこのような「銭会」があるのは一般的である。「会」に参加する多くは親族と友人である（麻国慶 1998：8-11）。また、『山西社会大観』には清朝の末から辛亥革命以降の何十年の間、稷山県に「銀会」、平順県に「弄会」、寿陽県、榆次県に「会」の組織があり、いずれも自発的な相互扶助の金融組織である。日本軍が侵略してきてから、社会が混乱状態に陥り、これらの組織がなくなった（郭裕懐 2000：193-203）との研究があった。本には当時の「銭会」は村民による自発的な組織であり、宗族との関係については触れていなかった。

筆者が入手した李氏宗族の「銀銭流水帳」以外に、表紙に「李家戸」と書いた帳簿があった。内容はだれが、いつ、いくら借金し、いつ、いくら利銭、あるいは本銭を返済したのかを示す個人台帳である。個人によって異なるが、最初に記録された年代は同治9年（1870年）に遡れる。何ヶ所かに「抄新帳」の字があることから、この帳簿はもっと古い帳簿から写したものであると考えられる。この帳簿には39人の貸し付けと返済が記録され、内李氏は37人、外姓人は2人である。この帳簿から見ると、一人が借金してから、本銭を返済するまで、数年、長い人は十数年も経過しており、その間は毎年利銭のみ返済していたことが記録されていた。また、借金した李氏の5人の名前の横に息子の名前が書かれ、1人は甥の名前が書かれたケースもあった。これは父が借りた金は息子が返済する（父債子還）義務があることを意味すると思われる。

「銀銭流水帳」の収入項目には人名が書きならべられ、だれがいくらを返済したか、返済したのは本銭であるか、それとも利銭であるかが記録されて

いた。さらに何年度の利息を返済したのか、はつきり記録された年もあった。支出項目にだれにいくら貸し出し、利率がいくらか明記されたケースもある。

「銀錢流水帳」と「李家戸」にある金の貸し出す相手のほとんどは李氏の族人であるが、「外姓人」に金を貸し出した記録もあった。しかし、外姓人を李氏族人と同じ扱いにはしていない。たとえば、「李家戸」の帳簿に李氏の族人に貸し出す利銭が年息1分5厘に対し、外姓人の利銭は2分であると記録された例がある。また、「銀錢流水帳」の光緒25年(1899年)に「馬」という人に1万文の金を貸し出し、翌年の光緒26年(1900年)に2200文の利銭が返済された記録があった。同じ年に李氏の族人が「馬」と同額の金を借りた記録もあったが、「馬」が返済した2200文に対し、李氏族人が返済した利銭は1500文であり、きわめて対照的である。以降の何年間も同様に「馬」が返済した利銭は李氏の族人より明らかに多い。ほかに、「李家戸」の帳簿に外姓人の横に「李××経手」と書かれており、この記録方法から外姓人に金を貸し出す際に李氏族人が保証人になる必要があり、李氏宗族は族人と外姓人をはつきり区別し、意識していると思われる。

以上の記録から分析すると、李氏宗族が中心的な役割を果たす「錢会」を作っており、帳簿に記録された「本銭」は返済された元金であり、「利銭」は返済された利息であると思われる。これ以上の資料がないため、いつからこのような組織ができたかは不明であるが、外姓人より族人に安い金利で、しかも長期間に金を貸し出すことは、一般の村民が自由に組織した、短期的な互助組織の「錢会」と異なることが明らかである。低金利、長期間に金を貸し出す「錢会」を作る目的は貧しい族人を扶助するためであり、これは華南地方に盛んに行われた義田以外に山西省における宗族が族人に対して行った一種の扶助形態であると思われる。

1910年以降の帳簿には「錢会」と錢舗が個人への貸し出し、および個人からの返済の記録はなくなったが、錢舗と李氏宗族間の金の貸し借りの記録があった。ただ、錢舗の名前は時期的にいくつもかわった。たとえば、1910年まで、「富有泉」という名前が多く記録されたが、それ以降に記録されたことはない。1915年から1934年までの帳簿に「大泉玉」という名前が頻繁にでていたが、1935年以降にでることはなかった。これは1936年以前に「大泉玉」が存在し、その後閉店した(山西省史誌研究院編 1994:146)記録と一致している。また、1937年以降に、錢舗からの入金は完全になくなっ

たが、これもまた、「本世紀（20世紀一筆者注）の30、40年代に日本帝国主義の侵略によって、山西票号は大きな打撃をうけ、閉店、休業者が続出する。抗日戦争以降も、内戦の影響で、インフレが起り、票号は正常営業が必要とする経済条件が失われ、最終的に一步一步衰弱に向かった」（石 1997：101）とされている研究と一致している。これらの記録から李氏宗族が行なう活動と行事は宗族の内部条件のみではなく、社会環境と地域経済にも関係しており、地域経済の振興と衰退は李氏の宗族活動と機能変化になんらかの影響があったと思われる。

5 輪番制

華北地方の宗族は家譜社のような組織を結集し、家譜を輪流して祖先祭祀を行うことについては福武直がかなり詳細に論じている（福武 1976：354-357）が、どのような人が責任者の社頭、あるいは会頭となっていたかは、触れられていない。王氏は「郷社社首の身分は一般的に士紳階層に集中している」（王先明 1996：24）。また、東北の宗族を研究した聶は、祖先祭祀を行うために形成した組織の代表・責任者は有資産者、社会的有力者である（聶 1992：39）。つまり、社会的地位が高く、経済的に裕福な人たちに集中していると述べている。

前記にも述べたとおり、李氏宗族は現在、毎年の旧正月に祖先祭祀の行事をし、輪番制のもとで族の共有財産である祭祀用の「神子」と帳簿は戸主である宗族人の中で一年ごとに保管する。この族人はその年の祖先祭祀に関する集金、人手の手配、飾り物の準備等の世話をし、この世話人のことは社首とよばれている。今回入手した資料に一冊の「輪流社首帳」があった。この「輪流社首帳」は民国3年（1914年）に設立したものであり、李氏宗族人の名前が書かれていた。記録帳からみると毎年の社首は一人ではなく、2、3人の年もあれば、3、4人の年もあり、かならずしも一致していない。また、1回しか名前が出てこなかった人もいれば、何回も出た人もいて、「輪流社首帳」をみるかぎり、どのような族人の間に輪番したかは不明である。民国に入ってから、個人への貸しおよび個人からの返済が帳簿に記録されることはほとんどなくなかったが、1935年の支出に、三人が金を借りた記録があった。翌年の1936年に一人が借りた金を返済し、1941年に一人が返済した

記録があった。二人とも借りてから返済するまで利息を支払った記録がなく、返済した金額も借りた時の金額と同じ金額であった。なぜ、金を借り、しかも利息を支払った記録がなかったであろうか。帳簿の最後に二人は「当社首」のためであり、一人は「画灯用」のためである、と金を借りた理由が記録されていた。族人が社首になったため、族から金を借りるという記録から社首になる族人はかならず経済的に裕福な人であるとはいえない。むしろ、現在と同様に宗族の族人の間で輪番していた可能性が高いと思われる。その他、1952年の帳簿には二人の社首が「社首補短数」の理由に各0.9両の小米を出したことが記録されていた。前記4の(2)の中に1950年と1951年の二年間は金ではなく、食糧の粟(小米)を出し合って、祖先祭祀を行ったと述べられている。また、1952年にも小米と金の両方を出し合っていた。だから、二人の社首が「社首補短数」の理由に各0.9両の小米を出したのは、おそらく祭祀のため、各戸から小米を集めたが、集めた小米が結局足りなくなり、社首が不足分を出したと思われる。この記録から李氏宗族の社首になる人は一族の権力者よりも宗族が行う行事の際の世話人であり、つまり奉仕する人であると思われる。

交城県誌によると、正月行事が終わり、仕事を移行する日は決まっていて、その日は旧正月18日であり、民間ではこの日は「倒社」の日とよばれる(交城県誌編著委員会 1994:740)。李氏宗族の帳簿を考察したところ、一冊目の帳簿(1898年～1909年)には毎年の最初の記録日は一年を除き、全部正月18日であり、「倒社」の日には仕事を移行することは少なくとも記録上にはきちんと守られたと思われる。しかし、二冊目(1910年)の帳簿から記録日は正月だけと書いた年もあり、正月初一と書いた年もあり、正月18日と書いた年もある。とくに、新中国以降には全部正月初一と書いてあり、「倒社」の日には仕事を移行する慣習は徐々に変化し、必ずしも守られたとはいえない状況になった。現在も移行する日はとくに決まっていないそうである。

6 まとめ

1898年から1964年までの「銀銭流水帳」を中心とする李氏宗族の事例を通して、動態的な側面から宗族内部の変化と存続をみてきた。

まずは、李氏宗族の祭祀費用は当時の状況に応じて、いくつか異なる方法

で求められてきたが、宗族共同で祖先祭祀を行う考えは始終変わらなかった。清の末期に李氏宗族にわずかな祭田と思われる共有地があったが、祭祀の費用をささえるほどの土地ではなく、不足分は族人が「銭会」へ返済した利息や宗族が銭舗から金を借りる方法で費用を確保してきた。その後、わずかな共有地がなくなってからも、祖先祭祀活動を中断しなかった。かれらは族人が金を出し合う、という新たな方法で毎年欠かさず宗族共同で祖先祭祀活動を行った。

中華人民共和国が成立した後、土地改革を通して族田、宗祠、家廟等を貧しい農民に分配し、家族集団は存続する物質的な要素をなくした。その後、合作化運動、人民公社の立ち上げを通して、高度な行政管理体制で農村社会をコントロールし、家族集団の権威体制が除去された（唐軍 2000：132-140）と一般的に考えられている。前記にみてきたように、解放後には確かに李氏宗族が所有していた共有財産がなくなったが、解放前と同様に宗族人から集められた金で祖先祭祀を行われ、1964年までに宗族活動が継続されてきた。「祭祀の費用をささえる基本財産が減少したり、なくなると、祭祀もそれに応じて縮小したり、廃止になったりする」（末成 1990：297）といわれているような現象は李氏宗族にはみられなかった。

これは前記3の(1)で触れたように、一つは彼らの祖霊観と深い関係があり、もう一つは祖先孝行の儒教思想に由来する。つまり、民俗宗教と儒教思想が同時に存在し、相互作用の結果、祖先祭祀活動が継続されてきたと思われる。当然、祖先祭祀を通して、宗族帰属の自明性を高め、日常生活の中の不愉快なことを忘れ、非日常的な一時を楽しむと同時に親しさと尊卑を経緯とした宗族内部の人々の諸関係を規律しようとの考えもあると思われる（陳鳳 2003：97-99）。

次に、銭舗・「銭会」と宗族の関心に注目したい。帳簿の記録内容から李氏宗族には互助金融組織である「銭会」があったと思われる。「銭会」は族人に金を貸し出し、利息をもらい、もらった利息は宗族の祖先祭祀に使ったり、さらに他の宗族人に貸し出したりした。外姓人より族人に貸し出す際の利息が低く、しかも長期間に借りられることから、「銭会」は貧しい族人を扶助する、ある一種の手段であると思われる。また、宗族人に貸し出す利息が外姓人より低いこと、外姓人が借りる時に宗族内に保証人が必要であることから、かれらの宗族意識はきわめて高いと思われる。

第三に、この地域では旧正月 18 日は「倒社日」とよばれ、李氏宗族の帳簿の最初の 1898 年の記載日も正月 18 日である。この記録から宗族内の男性が輪番で祭祀の世話人——社首になる慣習はそれ以前にすでに存在したと思われる。しかし、現在のように戸主である男性の間で輪番をしたかどうかはまた不明であるが、族人は社首になったために族から金を借りる場合もあったように、けっして経済的裕福な族人だけが社首になるわけではない。族人から集められた祭祀用の「小米」が不足すると、社首が不足分を出すということや、祭祀に関する事前準備、当日の手配、後片付けも全部やらなければならないこと、いわゆる人力、財力も出さなければならない社首は宗族内の権力者であるよりも、むしろ奉仕者であると考えられる。

他にも、時間の流れによって、宗族が共同で行われてきた清明祭祀がなくなったり、「倒社日」の慣習が守られなくなったり、などのような変化がみられた。李氏宗族の帳簿は歴史からみるとそれほど長くはない。しかし、この七十年は中国の長い歴史の中でもっとも激動した時期であり、根本的な変革をした時期であり、「中国近現代史とは、民衆的民族的抵抗を通じた中華帝国の近代的国民国家への転生過程であると同時に、社会構造や民衆の生活空間の再編成を生み出す過程であった」（池田 2002：2）といわれているように、中国社会はこの期間中、民衆の社会生活・慣習、また内部構造が変化している。

本稿では、李氏宗族の帳簿を通して、近・現代社会の変遷および政治・経済環境が激動する中、宗族内部の変化過程を動態的な視点にたってみてきた。ここから、李氏宗族は多様な変化に、それなりの対応策を思案し、対応したことが明らかになったと同時に、宗族の祖先祭祀機能が始終変わらず受け継がれてきたことも帳簿の考察を通して明らかになった。この考察の結果から祖先祭祀は宗族集団の本質であることをあらためて確認することができた。しかし、従来研究されてきた華北地区の宗族と異なる面もみえた。今後は本稿が十分に論じることができなかつた宗族の内部関係、宗族と村における地縁集団の関係、また宗族の地域性についてさらに調査し、研究課題にしたい。

※ 本稿は 2003 年 6 月 1 日に駒沢大学で行われた第 15 回日中社会学会での口頭発表の原稿をもとに加筆したものである。執筆にあたって、中村哲夫教授と飯田哲也教授から貴重な助言を頂いた。記して感謝する。

引用文献

- 李懷印 2001、「晚清及民国時期華北村莊中的鄉地制——以河北獲鹿県為例」、『歴史研究』第6期総第274期、中国社会科学雑誌社。
- 麻国慶 1998、「“会”与中国伝統村落社会」、『民族研究』第2期。
- 王先明 1996、「晚清士紳基層社会地位的歴史變動」、『歴史研究』第1期総第239期中国社会科学雑誌社。
- 郭裕懷主編 2000、『山西社会大観』上海書店出版社。
- 山西省史誌研究院編 1994、『段村鎮誌』山西古籍出版社。
- 唐 軍 2000、「儀式性的消滅与事件性的加強——当代華北村落家族生長的理性化」、『中国社会科学』第6期 中国社会科学雑誌社。
- 陳 鳳 2002、「祖先祭祀の実態にみる宗族の内部構造——中国山西農村の宗族の事例研究」、『日中社会学研究』第10号、日中社会学会。
- 交城県誌編著委員会 1994、『交城県誌』山西古籍出版社。
- 石 駿 1997、『汇通天下的晋商』浙江人民出版社。
- 聶麗麗 1992、『劉堡—中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会。
- 福島正夫編 1976、『家族—政策と法』東京大学出版会。
- 清水盛光 1942、『支那家族の構造』岩波書店。
- 池田誠・安井三吉・副島昭一・西村成雄著 2002、『中国近現代史』法律文化社。
- 牧野巽 1980、『牧野巽著作集「第一卷中国家族研究(下)」』御茶の水書房。
- 瀬川昌久 1991、『中国人の村落と宗族』弘文堂。
- 福武直 1976、『福武直著作「第九卷中国農村社会の構造」』東京大学出版会。
- 路遥・佐々木衛編 1994、『中国の家・村・神々——近代華北農村社会論』東方書店。
- 清水盛光 1983、『中国族産制度攷』岩波書店。
- 末成道男 1990、「社会結合の特質」橋本萬太郎編、『漢民族と中国社会』山川出版社。
- 清水盛光 1947、『中国社会の研究』岩波書店。

(姫路独協大学非常勤 社会学)